

菊陽町行政評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 行政評価の客観性と透明性を確保するとともに、簡素で効率的な行政運営の推進について、外部の意見を求めるため、菊陽町行政評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町が実施した事務事業について、外部の視点から評価を行い、町長に評価結果を報告すること。
- (2) 行政評価の仕組みや手法の改善について審議し、町長に意見を述べること。
- (3) 行政経営及び計画推進の改善について審議し、町長に意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等を代表する者
- (3) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

菊陽町総務部総合政策課

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

096-232-2112

sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp